

令和6年度岡山県スポーツ推進委員協議会  
第1回常任理事会・理事会

参考資料

## 令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会 開催要項【案内】

R6. 4. 12

- 1 趣 旨 中国5県のスポーツ推進委員が、資質の向上と相互の情報交換を図るため一堂に集い、それぞれの地域におけるスポーツ実践活動及び研究の成果をもとに研究協議や実技研修を行い、生涯スポーツの推進に資する。
- 2 主 催 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合  
中国地区スポーツ推進委員協議会 広島県スポーツ推進委員協議会
- 3 主 管 令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会
- 4 後 援 スポーツ庁 広島県 福山市 府中市 神石高原町  
公益財団法人福山市スポーツ協会
- 5 協 賛 公益財団法人広島県スポーツ振興財団 公益財団法人天野スポーツ振興財団  
公益社団法人福山観光コンベンション協会
- 6 参加者 中国5県各市町村スポーツ推進委員及び各市町村生涯スポーツ担当者  
その他生涯スポーツの推進に関わる者等
- 7 期 日 令和6年6月29日（土）～30日（日）
- 8 会 場 **■全体会場** ふくやま芸術文化ホール「リーデンローズ」  
福山市松浜町二丁目1番10号（TEL：084-928-1800）  
**■情報交換会場** 福山ニューキャッスルホテル  
福山市三之丸町8番16号（TEL：084-922-2121）  
**■実技研修会場** エフピコアリーナふくやま「福山市総合体育館」  
福山市千代田町一丁目1番2号（TEL：084-981-3050）
- 9 日 程 ◇6月29日（土）第1日（会場：リーデンローズ 大ホール）  
（10:30～11:00 広島県スポーツ推進委員研究大会（表彰式））  
11:30～12:30 受 付  
12:30～12:50 アトラクション  
13:00～13:30 開会式  
13:30～13:50 表彰式  
14:00～15:30 基調講演  
15:40～16:50 実践発表  
16:50～17:00 全体会閉会行事  
18:30～20:30 情報交換会（会場：福山ニューキャッスルホテル）  
  
◇6月30日（日）第2日（会場：エフピコアリーナふくやま）  
9:00～ 9:30 受付  
9:30～ 9:40 開会行事（メインアリーナ）  
9:40～11:20 実技研修  
11:20～11:30 閉会行事

## 10 研 修

### (1) 基調講演

演題：Power of Smile～円滑なコミュニケーションはマナーの本質を知ることから～  
講師：崔 希美 氏（公益社団法人広島県パラスポーツ協会 常務理事）

#### 【略歴】

山口県出身。航空業界で接遇教官を経て、航空専門校 インターナショナルエアアカデミー広島校 校長や大学の非常勤講師、企業でのマナー講師を務めるなど、多方面で活躍。スペシャルオリンピックス日本・広島の理事長としてナショナルゲームの広島への招致活動並びに大会実行委員長として尽力された。

### (2) 実践発表（発表順）

- ①広島県「福山地区スポーツ推進委員協議会」
  - ②島根県「津和野町スポーツ推進委員の会」
  - ③鳥取県「米子市スポーツ推進委員協議会」
- コーディネーター 上村 崇 氏（福山平成大学 福祉健康学部教授）

### (3) 実技研修 事前申し込み

※1種目のみ体験していただきます。（第1～第3希望までご記入ください）

種 目 名	場 所	そ の 他
①エスキーテニス ②身体の調子を整える体操 ③ウォーキングサッカー ④インドアカップ	エフピコアリーナふくやま (メインアリーナ) (サブアリーナ) (2F 剣道場)	【講師】 ①日本エスキーテニス連盟 ②株式会社 R-body 最高技術責任者(CTO) 荒井 秀幸 氏 ③(一社)広島県インクルーシブフットボール連盟 (公社)広島県パラスポーツ協会 福山地区スポーツ推進委員 ④福山地区スポーツ推進委員

※会場、用具の関係で、ご希望通りにならない場合もあります。ご了承ください。

会場アクセス：JR 福山駅よりタクシー [3.3km] 約 10分

## 11 参加申込、参加経費、宿泊等

「参加申込、宿泊案内等のご案内」にしたがって申し込んでください。

◇参加費 4,000円 ◇情報交換会費 7,000円 ◇宿泊費等別紙参照

## 12 留意事項

- (1) 被表彰者は表彰式に出席をお願いします。欠席される場合は代理の方の出席をお願いします。
- (2) 会場周辺の駐車場には限りがあります。公共交通機関等をご利用いただくか、同一市町村からの参加者は、できるだけ乗り合わせてお越しください。
- (3) 2日目は実技のできる服装、タオル、体育館用シューズ、飲料の準備をお願いします。

## 13 問合せ先

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局スポーツ推進課内

広島県スポーツ推進委員協議会事務局

TEL：082-513-2644 E-mail：chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp

中国地区スポーツ推進委員研修会実践発表県

年度	開催県	発表県		備考
2024 (R6)	広島県	第1発表者	広島県	
		第2発表者	島根県	
		第3発表者	鳥取県	
2025 (R7)	岡山県	第1発表者	岡山県	備南支部
		第2発表者	山口県	
		第3発表者	鳥取県	
2026 (R8)	島根県	第1発表者	島根県	
		第2発表者	広島県	
		第3発表者	山口県	
2027 (R9)	鳥取県	第1発表者	鳥取県	備北支部
		第2発表者	岡山県	
		第3発表者	島根県	
2028 (R10)	山口県	第1発表者	山口県	美作支部
		第2発表者	広島県	
		第3発表者	岡山県	
2029 (R11)	広島県	第1発表者	広島県	
		第2発表者	島根県	
		第3発表者	鳥取県	
2030 (R12)	岡山県	第1発表者	岡山県	備前支部
		第2発表者	山口県	
		第3発表者	島根県	
2031 (R13)	鳥取県	第1発表者	鳥取県	
		第2発表者	広島県	
		第3発表者	山口県	

開催県が、提案者となり、第1発表者となる。

山口県→岡山県→島根県→鳥取県→広島県の順番で3県ずつ。

# 各 種 大 会 予 定 (案)

	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)	2030年度(R12)
生涯スポーツ研究大会	備北支部 7月13日(土)・14日(日) 2日開催(予定) 新見市	備南支部	備前支部	美作支部	備北支部	備南支部	備前支部
中国地区スポーツ推進委員研修会	広島県 6月29日(土) ～6月30日(日)(予定) 福山市	岡山県 6月28日(土) ～6月29日(日)(予定) (倉敷市民会館)	島根県	鳥取県 (備北)	山口県 (美作)	広島県	岡山県 (備前)
全国スポーツ推進委員研究協議会	宮崎県 11月14(木) ～11月15日(金)(予定) 宮崎市	長野県(予定)	群馬県(予定)	島根県(予定)	奈良県(予定)	山梨県(予定)	沖縄県(予定)
生涯スポーツ・体力づくり全国会議	(美作)	(備北)	(備前)	(備南)	(美作)	(備北)	(備前)
スポーツ推進委員リーダー養成講習会	東京都 (備前)	東京都 (備北)	東京都 (美作)	東京都 (備南)	東京都 (備前)	東京都 (備北)	東京都 (美作)
国民スポーツ大会	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	島根県
その他	国民スポーツ冬季大会 (岡山県開催)	インターハイ	全国中学校体育大会				

# 令和6年度 市町村スポーツ推進委員数

令和6年4月8日現在

## 岡山県スポーツ推進委員協議会

令和6年度 市町村スポーツ推進委員数	男性	606
	女性	270
	合計	876

男性	R5 (616)	R4 (618)
女性	R5 (277)	R4 (282)
合計	R5 (893)	R4 (900)

	市町村	合計	男性	女性
1	岡山市	184	154	30
2	倉敷市	110	69	41
3	津山市	55	35	20
4	玉野市	24	15	9
5	笠岡市	19	12	7
6	井原市	19	14	5
7	総社市	18	11	7
8	高梁市	55	40	15
9	新見市	27	14	13
10	備前市	24	16	8
11	瀬戸内市	20	12	8
12	赤磐市	22	16	6
13	真庭市	72	47	25
14	美作市	44	28	16

	市町村	合計	男性	女性
15	浅口市	27	19	8
16	和気町	17	10	7
17	早島町	8	6	2
18	里庄町	5	3	2
19	矢掛町	15	12	3
20	新庄村	5	5	0
21	鏡野町	18	12	6
22	勝央町	15	10	5
23	奈義町	10	7	3
24	西粟倉村	5	3	2
25	久米南町	15	8	7
26	美咲町	30	19	11
27	吉備中央町	13	9	4

	男	女	計
備前	232	72	304
備南	146	75	221
備北	54	28	82
美作	174	95	269

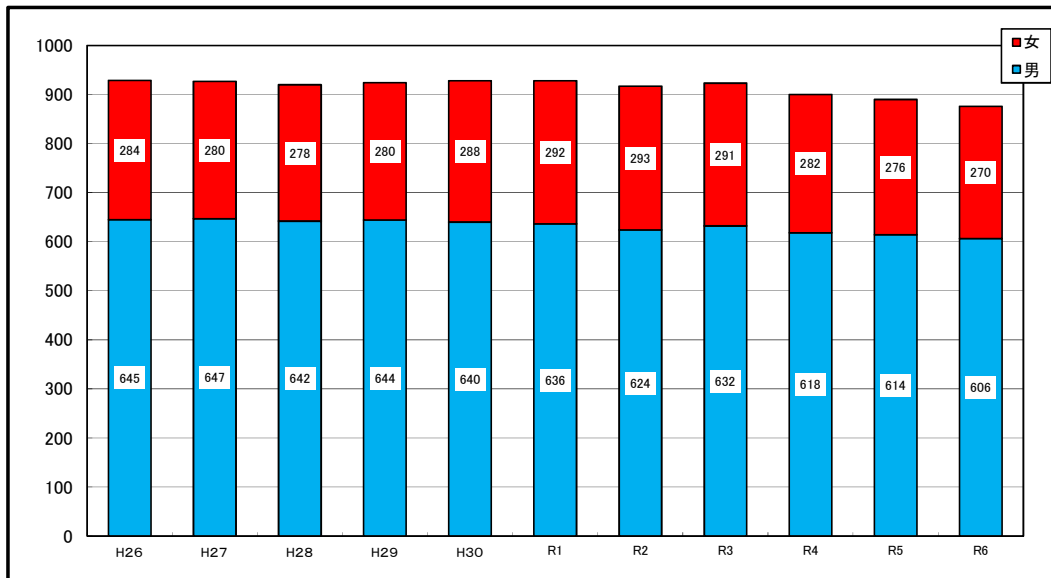
人数割分	支部別助成金(固定)	計
152,000	50,000	202,000
110,500	50,000	160,500
41,000	50,000	91,000
134,500	50,000	184,500

※「人数割分」は各支部人数 × 500円

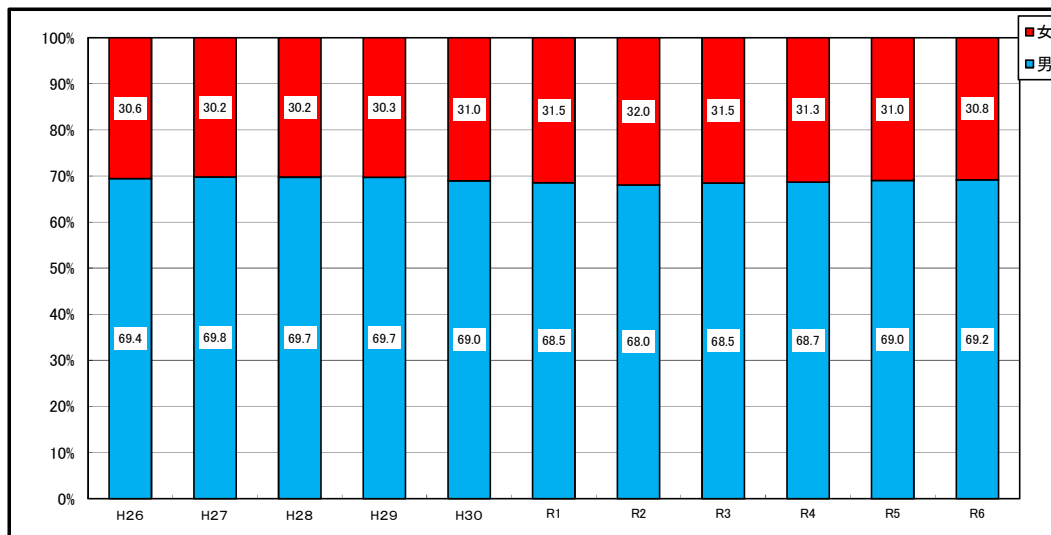
### 岡山県スポーツ推進委員数の推移

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男	867	870	871	878	874	869	875	861	864	857	846	842	839	821	815	759	722	706	678	662	653	643	645	638	645	647	642	644	640	636	624	632	618	614	606
女	131	131	149	162	178	197	215	232	237	249	262	271	273	285	294	286	299	292	281	281	283	288	281	291	284	280	278	280	288	292	293	291	282	276	270
合計	998	1,001	1,020	1,040	1,052	1,066	1,090	1,093	1,101	1,106	1,108	1,113	1,112	1,106	1,109	1,045	1,021	998	959	943	936	931	926	929	929	927	920	924	928	928	917	923	900	890	878

推移グラフ①(人数割)



推移グラフ②(男女比)



## 岡山県スポーツ推進委員協議会 慶弔規定

この会は、岡山県スポーツ推進委員協議会の役員で構成し、相互の親睦を深めることとする。

1 会費は毎年度、継続役員は500円、新規役員は1,000円納入する。  
金品の贈呈は、1件につき 5,000円とする。

2 慶弔費に関する項目は次のとおりとする。

① 祝儀の贈呈

ア 結婚（本人）、子女の結婚

イ 受賞、その他の慶事（協議して決める。）

② 見舞金の贈呈

ア 2週間以上の入院（本人）

イ 不時の災害（協議して決める。）

③ 香典の贈呈

ア 本人及び一親等以内の死亡

3 慶弔費の受渡しを行った役員に対し、旅費を支給する。

4 上記によらない場合は、会長と協議の上、決定する。

※平成17年 2月 8日 一部改訂

平成18年 4月 1日 一部改訂

平成20年 2月25日 一部改訂

平成21年 5月18日 一部改訂

平成24年 2月24日 一部改訂(スポーツ基本法の制定に伴い)

平成25年 5月 9日 一部改訂

令和 3年 4月 1日 一部改訂





日付	金額	内容	備考	残高
		口座番号 1427430		*****51,304
1 29. 3. 8	800	産後6第術	*5,000 カ-ト 赤木会長	*****46,304
2 29. 3. 8	800	新着報復費	*3,000 カ-ト "	*****43,304
3 29. 5. 11	3	平成29年度会費	*21,000	*64,304
4 29. 11. 28	4	森田中蔵	*6,108 フリコミ 7月3日カ-ト	*58,196
5 30. 1. 25	3	山本明子	*5,000 カ-ト 依理	*53,196
6 30. 2. 5	1	信信副会長	*6,000 カ-ト 赤木 5000 依理	*47,196
7 1. 5. 10	1	平成30年度会費(宮崎君忘)	*7,000	*54,196
8 1. 5. 22	3	平成31(令和元年)新役員1名	*1,000	*55,196
9 1. 5. 22	3	三原女子会	*5,000 カ-ト お祝い	*50,196
10 2. 7. 3	1	新役員1名	*3,322 カ-ト	*46,874
11 4. 5. 12	2	妹尾氏	*5,000 カ-ト	*41,874
12 5. 2. 21	1	大崎氏	*5,000 カ-ト	*36,874
13 5. 2. 21	1	黒木氏	*5,000 カ-ト	*31,874
14 5. 6. 5	1		*20,500	*52,374
15 5. 6. 5	1	よ327	*5,000 カ-ト	*47,374
16 6. 3. 28	1		*5,000 カ-ト	*42,374
17 6. 3. 28	1		*5,000	*47,374
18				
19				
20				
21				
22				

## 岡山県スポーツ推進委員協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、岡山県スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を、岡山県環境文化部スポーツ振興課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、生涯スポーツの普及・振興に関する事業を行い、もって、県民スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進委員及び地域スポーツ指導者の資質向上に関する研修会、講習会、協議会等の開催
- (2) スポーツ教室、スポーツテスト、その他地域スポーツの振興に関する事業
- (3) 地域スポーツ関係団体との連絡・調整及び協力
- (4) 地域スポーツに関する調査研究
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、各市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）が委嘱するスポーツ推進委員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	若干名
理事	35名以上45名以内
監事	2名

(役員を選任)

第7条 理事は、第16条第2項に定める支部評議員会（以下「評議員会」という。）において選任された者及び別に定める者をもって充てる。

- 2 会長、理事長、副理事長は、常任理事会において推挙され、理事会の承認を得る。
- 3 副会長は、各支部会長及び別に定める者をもって充てる。
- 4 常任理事は、別に定める者をもって充てる。
- 5 監事は、理事会において第16条第1項に定める評議員のうちから選任するが、理事を兼ねることはできない。また、会長の所属する支部以外の支部から2名選出する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づいて日常の業務に従事する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 常任理事は、常任理事会に出席し、審議する。

6 理事は、理事会を組織して、理事会の議決に基づいて、本会の業務を執行する。

7 監事は、本会の業務を監査し、理事会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行う。

(会議)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 本会運営の基本方針に関する事。

(2) 規約の改廃に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) 事業計画及び事業報告に関する事。

(5) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

3 理事会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いて、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により理事会が開催できない場合は、書面又は電磁的記録による構成員の過半数の同意をもって、理事会の議決があったものとする。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が招集し、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 理事会から委任された事項

(2) その他会長が必要と認める事項

3 常任理事会の議決については、前条第3項の規定を準用する。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べるができる。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(部 会)

第14条 本会に組織活性化部会を置くことができる。

2 事業遂行上必要と認めた場合、他に部員若干名で構成する部会を設けることができ、名称、所掌事務及び組織その他必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(支 部)

第15条 本会に、支部を置き、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区 域
備 前 支 部	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町（7市町）
備 南 支 部	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町（8市町）
備 北 支 部	高梁市、新見市（2市）
美 作 支 部	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町、久米南町（10市町村）

2 各支部の規程は本会の規約に準じて定める。

(支部評議員)

第16条 支部に評議員を置くこととし、各市町村の会員の互選により若干名を選任する。

2 評議員は、支部ごとに支部評議員会を組織して、本会の事業遂行に関する事項について協議する。

(支部会長等)

第17条 支部に、支部会長1名、支部副会長若干名及び支部監事2名を置く。

2 支部会長及び支部副会長は、評議員会において選任する。

3 支部監事は、評議員会において選任する。

4 支部会長、支部副会長及び支部監事の職務については第8条第1項、第2項及び第7項の規定をそれぞれ準用する。

(会 計)

第18条 本会の事業遂行に要する経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(規約の変更)

第19条 この規約の変更は、理事会において総理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委 任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

本規約は、昭和57年4月 1日から施行する。

昭和62年3月23日一部改訂

平成 元年5月23日一部改訂

平成 2年3月15日一部改訂

平成 3年3月 4日一部改訂

平成 9年5月 8日一部改訂

平成11年2月24日一部改訂

平成12年4月 1日一部改訂(スポーツ振興法一部改訂に伴い)

平成13年2月27日一部改訂

平成17年4月 1日一部改訂(教育事務所の統合に伴い)

平成18年4月 1日一部改訂(スポーツ振興課移管に伴い)

平成19年2月16日一部改訂

平成21年2月25日一部改訂

平成22年5月11日一部改訂(組織再編に伴い)

平成24年2月24日一部改訂(スポーツ基本法の制定に伴い)

令和 2年4月 1日一部改訂

令和 3年2月22日一部改訂

令和 6年2月29日一部改訂(組織改編に伴い)

## 岡山県スポーツ推進委員協議会規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、岡山県スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第20条の規定に基づき、規約第7条の規定による理事の選任等について必要な事項を定めるものとする。

(各支部及び部会における理事の選任)

第2条 各市町村から理事を1名選出することができ、各支部の理事のうち1名以上は女性とする。

2 理事を選出できない市町村は、各支部の裁量で該当支部内の市町村から補充することができる。

3 会員の数が50名を超える市町村からは、第1項の規定により選任する理事のほか会員50名につき理事1名を選任できる。（別表参照）

4 規約第7条第1項に定める別に定める者は、次の者とする。

- (1) 会長が選任された支部から別に選任された者1名
- (2) 組織活性化部長又は、副部長のいずれかの1名
- (3) 会長が指名する関係行政機関の代表者及び学識経験者

5 規約第7条第3項に定める別に定める者は、組織活性化部会長又は、副部長の女性部員のいずれかの1名とする。

6 規約第7条第4項に定める別に定める者は、次の者とする。

- (1) 岡山市と倉敷市役員から選出された者各1名
- (2) 組織活性化部会長又は、副部長のいずれかの1名

(会 費)

第3条 会費は、スポーツ推進委員1人当たり、年額2,000円とする。

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、理事会において総理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本細則は、平成11年2月24日から施行する。

平成18年2月 8日一部改訂

平成24年2月24日一部改訂(スポーツ基本法の制定に伴い)

令和 2年4月 1日一部改訂

令和 3年2月22日一部改訂

令和 6年2月29日一部改訂(組織改編に伴い)

(別表)

スポーツ推進委員数	1～ 50人	51～ 100人	101～ 150人	151～ 200人	201人 ～
理事選出数	1人	2人	3人	4人	5人

# 岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約

## (設 置)

第1条 岡山県スポーツ推進委員協議会規約第14条により、岡山県スポーツ推進委員協議会に岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (目 的)

第2条 この部会は、岡山県スポーツ推進委員協議会の事業の充実並びにスポーツ推進委員の資質の向上及び活動の活性化に資する方策等を研究協議することを目的とする。

## (構 成)

第3条 部会は、スポーツ推進委員のうち各支部から推薦を受けた者及び理事会の議決を経て会長が委嘱した者をもって構成する。

## (役 員)

第4条 部会に部長1名、副部長2名を置く。

2 部長は、部会を代表し、会務を掌理する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

## (役員を選任)

第5条 部長及び副部長は、部員のうちから互選し、会長が委嘱する。

## (任 期)

第6条 部員及び役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された部員の任期は、前任者の任期とする。

3 部員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

## (部 会)

第7条 この部会は随時開催するものとし、部長が召集して議長となる。

2 この部会は、部員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。ただし、部員の出席及び委任状を合わせて過半数に達していれば、議決することができる。

3 この部会の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 部長は、決議した内容について常任理事会へ諮ることとする。

## (そ の 他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規約は、令和 6年4月 1日から施行する。

# 岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、岡山県スポーツ推進委員協議会組織活性化部会規約第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(構成部員)

第2条 部員については、各支部に、県及び市町村協議会の中核を担う資質をもつ委員4名を推薦する。

2 各支部が推薦する委員のうち、2名以上は女性とする。

3 会長は、4名を推薦することができる。

4 部長は1名、副部長は2名で構成し、その内2名以上は女性とする。

(研究協議事項)

第3条 本部会は、次の事項を研究協議することとする。

(1) 岡山県スポーツ推進委員研修会の内容に関する事。

(2) 初任者研修会や専門的な勉強会等の開催に関する事。

(3) ファミリー健康体力測定事業の実施に関する事。

(4) 各地域における有益な取組事例の情報発信に関する事。

(5) 地域住民のスポーツ実施率向上に関する事。

(6) その他、スポーツ推進委員の資質向上に関する事。

附 則

本細則は、令和 6年4月 1日から施行する。



令和4-5年度市区町村別『みんなのスポーツ』『スポーツ推進委員手帳』購読状況

岡山県

2024/5/8 現在(日本体育社)

NO.	市区町村名	スポーツ 推 進 委 員 数	令和4年度 本誌購読数	令和5年度 本誌購読数	2023年版 手帳購入数
100	おかやまし 岡山市		38	38	7
202	くらしきし 倉敷市		9	7	120
203	つやまし 津山市		59	60	56
204	たまのし 玉野市		4	4	24
205	かさおかし 笠岡市		4	2	1
207	いほらし 井原市		2	2	2
208	そうじゃし 総社市		1		20
209	たかはしし 高梁市		5	3	57
210	にいみし 新見市		5	5	27
211	びぜんし 備前市				25
212	まとうちし 瀬戸内市		2	3	3
213	あかいわし 赤磐市		5	4	20
214	まにわし 真庭市		72	72	4
215	みまさかし 美作市		3	2	4
216	あさぐらし 浅口市		31	31	28
346	わけちよう 和気町				20
423	はやしまちよう 早島町				8
445	さとしようちよう 里庄町				
461	やかけちよう 矢掛町		1	1	1
586	しんじようそん 新庄村				
606	かがみのちよう 鏡野町				4
622	しろうちよう 勝央町		1	1	15
623	なまちよう 奈義町		1	1	1
643	にしあわくらそん 西粟倉村				
663	くめなんちよう 久米南町		3	2	3
666	みさきちよう 美咲町		1	1	2
681	きびちゆうおうちよう 吉備中央町		1	1	15
990	おかやまけん 岡山県		1	1	
991	びほくしぶ 備北支部			2	
	ひるぜんきょういくみあい 蒜山教育組合				

(途中購読を含む)

合 計	0	249	243	467
前 年 度		260	249	455
前々年度		252	260	456

## 令和7年度中国地区スポーツ推進委員研修会開催要項（案）

- 1 趣 旨 中国5県のスポーツ推進委員が、資質の向上と相互の情報交換を図るため一堂に集い、それぞれの地域におけるスポーツ実践活動及び研究の成果をもとに研究協議や実技研修を行い、生涯スポーツの推進に資する。
- 2 主 催 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合  
中国地区スポーツ推進委員協議会 岡山県スポーツ推進委員協議会
- 3 主 管 令和7年度中国地区スポーツ推進委員研修会岡山県実行委員会  
岡山県スポーツ推進委員協議会備南支部
- 4 後 援 スポーツ庁 岡山県 倉敷市 総社市 井原市  
倉敷市教育委員会 笠岡市教育委員会 井原市教育委員会  
総社市教育委員会 浅口市教育委員会 早島町教育委員会  
里庄町教育委員会 矢掛町教育委員会
- 5 参加者 中国5県各市町村スポーツ推進委員及び各市町村生涯スポーツ担当者  
その他生涯スポーツ推進に関わる者等
- 6 期 日 令和7年6月28日（土）～29日（日）
- 7 会 場 ◇全 体 会 場：倉敷市民会館  
倉敷市本町 17-1(TEL086-425-1515)  
◇情報交換会場：倉敷アイビースクエア  
倉敷市本町7番2号 (TEL086-424-0005)  
◇実技研修会場：水島緑地福田公園体育館  
倉敷市福田町古新田 1027 番地(TEL086-455-1078)
- 8 日 程（案）
  - ◇6月28日(土)第1日（会場：倉敷市民会館）
    - (10:30～11:05 岡山県スポーツ推進委員研修会（表彰式）)
    - 11:30～12:30 受付
    - 12:30～12:50 アトラクション
    - 13:00～13:30 開会式
    - 13:30～13:50 表彰式
    - 14:00～15:30 基調講演
    - 15:45～16:50 実践発表
    - 16:50～17:00 全体会閉会行事
    - 18:30～20:30 情報交換会（会場：アイビースクエア）
  - ◇6月29日(日)第2日（開会式会場：水島緑地福田公園体育館）
    - 8:30～ 9:00 受付
    - 9:00～ 9:20 開会行事
    - 9:30～11:30 実技研修
    - 11:45～11:55 閉会行事

## 9 研 修

(1) 基調講演 講師 ●● ●●氏

演題 「○○○○」

(プロフィール) ●● ●● (○○ ○○) ●●年●●月●●日生まれ (●●歳) ●●県●●市●●町出身
(主な役職) ●●●●
(経 歴)
●●●●年

(2) 実践発表 (発表順)

① 「岡山県スポーツ推進委員協議会」 岡山県

② 「山口県スポーツ推進委員協議会」 山口県

③ 「島根県スポーツ推進委員協議会」 島根県

コーディネーター ●● ●● (役職)

(3) 実技研修 事前申込み 1種目のみの参加となります。(第1～第3希望までご記入ください)

種 目 名	場 所	備 考
① 「●●」	水島緑地公園 福田体育館	実技のできる服装、タオル、体育館シューズの準備をお願いします。
② 「●●」	水島緑地公園 福田体育館	
③ 「●●」	水島緑地公園 福田体育館	

※人数調整をさせていただく場合があります。ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

### 1 0 参加申込、参加経費、宿泊等

「参加経費・宿泊等のご案内」にしたがってお申し込みください。

◇参加費 4,000円 ◇情報交換会費 7,000円 ◇宿泊費等別紙参照

### 1 1 留意事項

①被表彰者は表彰式に出席をお願いします。表彰式終了後も、そのままお席にご着席ください。表彰式は本人のみの出席をお願いします。やむを得ず欠席される場合は、代理人のご出席をお願いします

②会場周辺の駐車可能台数には限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただくか、同一市町村からの参加者は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

③アクセス

倉敷市民会館 (全体会場)

・JR倉敷駅から徒歩20分 (下電バス天城線「市民会館前」停留所から徒歩10分)

・JR茶屋町駅から下電バス茶屋町・倉敷成人病センター線で「羽鳥」停留所下車 (約15分)

・山陽自動車道倉敷ICから約15分

倉敷アイビースクエア (情報交換会会場)

・倉敷市民会館から徒歩2分

水島緑地福田公園体育館

・水島臨海鉄道「栄駅」「弥生駅」「常磐駅」から徒歩30分

・瀬戸中央自動車道早島ICから約25分

### 1 2 問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6 岡山県環境文化部スポーツ振興課内  
令和7年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会事務局 担当：川藤

TEL: 086-226-7467 FAX: 086-225-0260

E-mail: keiichi\_kawafuji@pref.okayama.lg.jp

## 令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会（以下「研修会」という。）を開催するために必要な準備及び企画運営にあたることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の企画運営に関すること。
- (2) 予算の編成、執行及び決算に関すること。
- (3) その他、研修会に必要な事項に関すること。

（組 織）

第4条 本会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、岡山県スポーツ推進委員協議会会長をもって充てる。

3 委員は、次の者の中から、理事会で決定された者をもって充てる。

- (1) 岡山県スポーツ推進委員協議会常任理事
- (2) 岡山県スポーツ推進委員協議会備南支部評議員会役員
- (3) その他、本会事業を行うため委員長が特に必要と認めた者

（役 員）

第5条 本会に委員長のほか次の役員を置く。

- (1) 副委員長 6名(岡山県スポーツ推進委員協議会副会長及び常任理事(備南支部))
- (2) 監 事 2名

2 副委員長、監事は理事会で決定する。

3 委員長は、本会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

（任 期）

第6条 役員及び委員の任期は、本会の目的が達成された時点までとする。

2 役員及び委員に異動が生じた場合は、その時点で任期は終了し、新たに同じ所属団体から委員長が委嘱する。

（本 会）

第7条 本会は、委員長が招集し議長となり、本会の予算、決算、事業計画、その他、本会の必要事項を審議し、決定する。

（事務局）

第8条 本会の事務を処理するために、事務局を岡山県スポーツ推進委員協議会事務局内に置く。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。（実行委員会初日）

令和6年度中国地区スポーツ推進委員研修会の準備に向けた実行委員名簿(案)

R6.5, 現在

	実行委員会	氏 名	支 部
1	委員長	赤木 弘 蔵	備 北
2	副委員長	出原 稔	備 前
3	〃	榊田 利 晃	備 南
4	〃	信谷 昌 吾	備 北
5	〃	江原 圭 祐	美 作
6	〃	岡崎 眞公子	備前 (組織活性化部会)
7	〃	向井 彰	備 南
8	委 員	小林 義 和	備 前
9	〃	黒田 眞 路	美 作
10	〃	谷田 浩 史	備 南
11	〃	荒川 周一郎	〃
12	〃	高橋 暁	〃
13	〃	中村 信 一	〃
14	〃	風早 秀 義	〃
15	〃	佐藤 美佐江	〃
16	〃	高島 建 身	〃
17	〃	松本 武	〃
18	〃	小野 光 一	〃
19	監 事	関野 雅 夫	備 前
20	〃	大森 静 夫	備 南

(順不同・敬称略)